

## 裁 決 書

審査請求人 ○ ○ ○ ○  
処 分 庁 熊 取 町 長

審査請求人が令和4年1月20日に提起した情報不存在通知処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

### 主 文

本件審査請求を棄却する。

### 第1 事案の概要

1 審査請求人は、条例第5条第1項の規定により、令和3年12月6日に、処分庁に対し、次の本件対象文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

・熊取町の個人情報取扱事務において、熊取町と関係のない個人の病歴や障害又は虐待を受けた児童の個人情報を本人以外から収集した事実がある、その個人情報を収集するために熊取町が使用した個人情報取扱事務登録簿と熊取町が作成した本人以外からの個人情報収集届出書

・なお、審査請求人は「熊取町に関係のない個人」とは以下の6点を全て満たし、かつその個人が熊取町から利益を享受しない又はその見込みがない個人と定義すると主張している。

- (1) 熊取町の区域内に住所を有しない、又はその見込みがない。
- (2) 熊取町の区域内に住所を有する、又は有する見込みがある親族がいると判明していない。
- (3) 熊取町の区域内の事業所に勤務しない、又はその見込みがない。
- (4) 熊取町の区域内の学校に在学しない、又はその見込みがない。
- (5) 熊取町の区域内の保育所、幼稚園等を利用しない、又はその見込みがない。
- (6) 熊取町の行政に利害関係がない、又はその見込みがない。

※「見込みがない」とは、個人情報を本人以外から収集した時点でその見込みがなかったことを意味する。

2 実施機関は、本件公開請求に対し、条例第11条の規定により本件処分を行い、令和3年12月17日付3熊広第578号で審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和4年1月20日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）により、実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

## 第2 審理関係人の主張の要旨

### 1 審査請求人の主張

本件処分を取り消す及び同条例に規定する公開請求に対する決定等を改めて行うとの裁決を求める。

審査請求人は、以下の理由から、少なくとも保育課が所掌する個人情報取扱事務登録簿（個人情報取扱事務の名称「町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務」）（以下「当該登録簿」という）及び藤本課長が熊取町長に届け出た本人以外からの個人情報収集届出書（以下「届出書」という。）が情報公開請求の対象となる情報に該当すると考え、本件処分は不当であり、その取消し及び公開決定等を改めて求めるというものである。

（1）町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務（以下「選定事務」という。）において、処分庁は応募事業者から児童の病歴や障がいに関する個人情報や、虐待を受けた児童の個人情報を収集しているが、これらの個人情報は、個人情報保護条例第7条第4項に規定する個人情報であるため、個人情報取扱事務の目的を達成するために当該個人情報が必要不可欠と処分庁が認め収集していることになり、つまり、選定事務の目的の達成には、児童の病歴や障がいに関する個人情報や、虐待を受けた児童の個人情報が必要かつ不可欠であると処分庁は認めていることになる。なお、これらの個人情報を処分庁が収集したとの趣旨を担当課長が発言しており、この発言内容について、審査請求人と処分庁の双方の合意のもと双方で録音している。

（2）町立西保育所民営化移管先事業者募集要項において応募資格がある法人は泉州地域において保育所等を現に運営しており、かつ通算3年以上の運営経験がある法人との内容が記載されているため、熊取町で保育所等を現に運営している法人にのみ応募資格があるわけではない。

（3）選定事務において4法人からの応募があったが、熊取町で保育所等を現に運営している法人は4法人であり、その4法人全てが応募し、熊取町以外の泉州地域において保育所等を運営している法人の応募がなかったとは考えにくい。

（4）熊取町以外の泉州地域において保育所等を運営している法人から応募があった場合、処分庁がその法人から収集した児童の病歴や障がいに関する個人情報や、虐待を受けた児童の個人情報は、本件公開請求で求めた情報に該当する。

### 2 処分庁の主張

処分庁は、次のとおり主張し、本件審査請求の棄却を求めている。

（1）当該登録簿のうち、平成30年4月1日登録の登録簿において、事務として登録簿の各項目の内容を包含し網羅していると捉え、包括的に登録していると考えているため、作成当初から適正なものである。

（2）本件公開請求では、「熊取町に関係のない個人」の要件として6点を挙げ、その全てを満たしていること、さらに、個人が熊取町から利益を享受しない、その見込みがない個人と定義しているが、どの個人においても、熊取町の行政に利害関係がない、又はその見込みがない、とは断言できず、また、どの個人においても、熊取町から利益を享受しない、又はその見込みがないとも断言できないことから、請求人のいう全ての要件を満たす個人

は該当しないため、情報を不存在としたものである。

### 第3 理由

#### 1 情報公開審査会の判断

##### (1) 争点について

審査請求人は、熊取町と関係のない個人の病歴や障がい又は虐待を受けた児童の個人情報を本人以外から収集した事実がある、その個人情報を収集するために熊取町が使用した個人情報取扱事務登録簿と熊取町が作成した本人以外からの個人情報収集届出書があると主張している。

処分庁は、審査請求人の請求する全ての要件を満たす個人は該当しないため、情報を不存在としたものと主張している。

したがって、審査請求人が主張する全ての要件を満たす個人が存在しうるか否かが争点である。

##### (2) 本件処分の妥当性について

本件処分の審査にあたり、審査請求人が請求内容で記載した6点の要件を全て満たす個人について、全庁に対し、情報不存在の確認調査を行った。調査は、どのような確認（調査）を行った結果、情報不存在という結論に至ったのか、確認（調査）方法と結果を記入するものであり、文書、電磁的記録すべて調査している。

本件対象文書に関して、処分庁の回答は、「不存在」という内容であり、総務課において再調査したところ、本件公開請求のような事実はないとの結果であったため、不存在決定は、妥当である。

#### 2 結論

情報公開審査会の判断と同様の理由により、不存在決定は妥当であると判断する。よって、御製不服審査会第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和5年5月17日

審査庁 熊取町長 藤原 敏司

## 教 示

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊取町を被告として（訴訟において熊取町を代表する者は熊取町長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。  
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。  
処分を違法を理由とする場合は、このの裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊取町を被告として（訴訟において熊取町を代表する者は熊取町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。